

## 第4回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和2年11月4日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第12号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第13号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第14号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する許可について
5、事務局	事務局長            高 木 雅 春 事務局次長        伊 納 和 昭 書記                小 栗 直 也
6、会議録署名者	8番 金井育代 委員      9番 日比野勝伸 委員
7、欠席委員	
議 長	<p>おはようございます。                  全員揃いましたので始めさせていただきます。                  今年の秋の刈り取りもほぼすべて完了した状況ですが、上之郷から伏見まで減収という非常に厳しい作柄であったと感じます。                  私のところでは、昨年は3,200俵の米をとることができましたが、今年は2,100俵しかとれません。減収1,000俵強。お金にしますと1,000万円以上の収入が見込めなくなった状態です。朝日の夢とハツシモは7月の長雨、高温、そしてウンカの3つのトラブルの直撃を受けましたために、約1,000俵の減収でありました。こんな年ははじめてでありますので、これからどういう対策で来年に繋げていくかという思いでいっぱいです。</p> <p>こういった状況の中で、作柄が悪い田ほど担い手に託すという状況になるのではないかと思います。大変厳しい9月の刈り取りから10月の中頃までの約1ヶ月強の作業の中で御嵩町としても祝うことのできない重みのある秋を終わりにすることができたと思います。</p> <p>私たち農業委員会はあと1ヶ月で新しい年を迎えるわけですが、御嵩町の庁舎建設に伴う農振協議会を開催していただきまして、会期を延長して最終的にやむを得ないということで御嵩町が進めていこうとしている庁舎建設については前向きな方向で終了し、既に御嵩町において農振協議会が出した「やむを得ない」という状況についての公示期間が11月9日まで続きまして、そして異議申</p>

し立てが 15 日にかかるとすると 11 月下旬にはすべて完了して、この次は農地転用の手続きに入るところです。まだまだ大変な諸問題を抱えながらやっていかなければならないということで、農業委員の皆さんが直面するのは早くて来年 1 月の農業委員会、あるいは若干遅れたとしても 2 月の農業委員会において農地法第 5 条の転用をスムーズな形で行くのか行かないのかは町の結果次第であろうと思います。特に中地区の方、あるいは御嵩地区の方につきましては、中と御嵩の境界という微妙なところでの開発が進むわけがあります。我々の農地転用の最終判断がすべて良い方向に向かうのか、非常に重みのある判断をしていただく局面を令和 3 年に迎えます。500 m<sup>2</sup>の一戸建ての農地転用でも、30,000 m<sup>2</sup>の庁舎建設の用地の転用でも、農業委員会の判断は一緒でありますので、大きな責任をもって来年早々皆様のご協力をいただいて円滑に進めていきたいと思ひます。

3 年間で各地区の荒廃農地を再生してきました。今回は御嵩地区の方から手を挙げていただきまして、荒廃農地の解消作業を 12 月 5 日に開催する予定です。

ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 3 回御嵩町農業委員会を開会します。

会議録署名者に、8 番 金井育代 委員、9 番 日比野勝伸 委員を指名します。

それでは、議第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願ひます。

(事務局朗読)

議 長

事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、7 番 山口 委員より説明願ひます。

7 番 山口 委員

7 番 山口です。1 号事案を説明します。資料 5-1 をご覧ください。申請地の場所は前沢公民館から南へ 500m のところです。

権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細としては、譲受人は太陽光の販売、設置及び太陽光発電事業を営んでいるが、電力会社に売電し、収益が見込める。譲渡人は譲受人の意向に従うという内容です。

一体利用地にパネル 828 枚。フェンスで区画します。雨水は排水施設に集水し、調整池より農業用水路に放流します。転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除に関する施設の概要は、西は公道、北は田、南と東は山林です。10 月 26 日、現地確認を行いました。万が一、被害を及ぼしたときは関係当局の指

	<p>示を仰ぎ、万全の策を講じます。資金調達は自己資金です。添付書類は委任状、配置図、誓約書、水利組合同意書、隣地承諾書、経産省の設備認定書、電力会社の契約書、通帳の写しを確認しました。</p> <p>以上から1号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正化に関する条例の届け出はなされております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について、5番 奥村俊雄 委員より説明願います。</p>
<p>5番 奥村 委員</p>	<p>5番 奥村です。資料 5-2 をご覧ください。申請地の場所上之郷保育園から東へ 250mほどのところ。権利を移転しようとする理由は次のとおりです。譲受人は現在自宅で会社経営をしているが、申請地を含む一体利用地内にある建物を購入し、会社事務所として使用したい。譲渡人は現在〇〇市に住んでおり、申請地で長い間耕作を行っていない。今後も農業を再開する見込みはないので売却することにした。</p> <p>申請地を含む一体利用地の面積は、798.58 m<sup>2</sup>。建物の建築面積は、121.39 m<sup>2</sup>。建物はすでに建っています。</p> <p>許可あり次第移転し、存続期間は永年で、資金調達は全額自己資金。北側・西側は一体利用地の宅地と畑 1243-1、東側は宅地 1238-1、南側は道路。</p> <p>隣地承諾書を確認しました。</p> <p>雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。万が一、周辺農地へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については10月19日事前説明、10月26日現地確認により行いました。以上から2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局長	申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。 次に3号事案について、10番 田中豊雄 委員より説明願います。
10番 田中 委員	10番 田中です。3号事案を説明します。資料の5-3をご覧ください。 申請地の場所は長岡交差点より北へ約80メートル進んだ東側です。 権利を設定し、または移転しようとする事由の詳細として、譲受人は現在、借家住まいをしておりますが、毎月の家賃の支払がとても無駄に感じており本申請地は住宅環境も良く自己用住宅を建築したく申請しました。譲渡人は遺産相続したものの耕作、管理が困難であったため合意しました。 土地の概要は、東側・北側は用水路、南側は住宅、西側は公衆用道路となっております。雨水排水については敷地内で集積し水路に排水します。 汚水は浄化槽にて処理いたします。万一付近、その他より苦情問題が生じたときは自己責任にて解決します。 添付書類として、許可申請書、資金調達についての計画書、地図、配置図、平面図新営立面図、契約書、水利組合同意書、委任状を確認しました。 10月16日に事前説明を受け10月26日現地確認を行いました。以上のことから申請内容には問題ないかと思われそうですが、皆様の審議をお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局長	申請地の農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に位置付けられます。また、住宅その他申請に係る土地周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであります。以上です。
議 長	採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。

<p>11 番 田中 委員</p>	<p>挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。次に4号事案について、11番 田中宣行 委員より説明願います。</p> <p>11番 田中です。第4号事案の説明をいたします。資料の5-4をご覧ください。</p> <p>事前説明を10月19日、現地確認は10月26日に行いました。申請地は東農高校から直線で約100m東の場所です。</p> <p>南・西は用悪水路、東は水路及び町道、北側は譲受人の宅地に囲まれた場所です。北側宅地については一体利用をする予定です。</p> <p>転用の目的は駐車場敷地です。</p> <p>権利を設定しようとする理由については、譲受人は申請地北側で自動車修理・販売業を営んでおり、現在、町道を挟んだ場所に駐車場を借地していますが、令和3年3月末で契約更新がされないこととなり、駐車ができないことから付近で土地を探していたところ、譲渡人が高齢で耕作ができなくなっていたことから今回売買の快諾を得ることができ、今般、駐車場敷地として申請するものです。</p> <p>資金調達について全額自己資金で賄います。金融機関の預金通帳が添付されています。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要については、許可あり次第、造成する予定です。</p> <p>転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については、周囲（東・西・南）は、コンクリートブロック施工し土砂等の流出を防止します。雨水については、北側一体利用地内より東側水路へ排水処理する予定です。万一、被害等があったときは、申請人により処理・解決いたしますとの記載があります。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書、預金通帳写し現在事項全部証明書、定款、板良川水利組合同意書代替地検討資料、申請代理人委任状が添付されています。</p> <p>以上から申請に何ら問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって4号事案は適当と認め進達します。次に5号事案について、11番 田中宣行 委員より説明願います。</p>

<p>11 番 田中 委員</p>	<p>す。</p> <p>11 番 田中です。第 5 号事案の説明をいたします。資料の 5-5 をご覧ください。</p> <p>事前説明を 10 月 19 日、現地確認は 10 月 26 日に行いました。</p> <p>申請地は、裁判所から直線で約 250m の東南の場所です。東側は田、西側は宅地、南側は水路、北側は水路及び赤道に囲まれた場所です。西側宅地については、一体利用する予定です。</p> <p>転用の目的は駐車場敷地です。譲渡人は高齢で申請地の耕作が困難となったところ、譲受人より宗教法人の教徒・信徒の駐車場が不足しているため、譲受たいとの申し出があり、今般駐車場敷地として申請するものです。</p> <p>資金調達については、全額自己資金で賄います。金融機関の預金通帳が添付されています。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要については、許可があり次第、造成する予定です。</p> <p>転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については、東側の農地との境界は土留板で施工し土砂等の流出を防止します。また、一部農業機械の出入口を確保します。雨水については、一体利用地西側道路側溝に排水する予定です。隣接農地については承諾を得ていますが、もし、被害等があったときは申請人により処理・解決いたしますとの記載があります。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書、金融機関の預金通帳の写し、現在事項全部証明書、宗教法人規則認証受理書、隣地承諾書、申請代理人委任状、始末書が添付されています。</p> <p>申請地について何ら問題はないと思われます。皆様の審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>5 号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。</p> <p>挙手全員であります。よって 5 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 6 号事案について、12 番 田中幹三郎 委員より説明願ひます。</p>
<p>12 番 田中 委員</p>	<p>12 番 田中です。6 号事案について説明します。資料の 5-6 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は国道 21 号線大庭交差点より北北西に約 100 メー</p>

トルのところでは。〇〇の資材倉庫の南側の農地です。

本申請地で以前同じ申請人より駐車場用地として転用したい旨の申請がありましたが、その申請は先月取り下げになり、新たに本申請がなされました。今回の申請は転用の目的は営農型太陽光発電施設（一時転用）です。今回の申請地は第1種農地に該当するため、一時転用の期間は3年です。3年後の期限の前に更新の申請がされると思います。また、農業委員会に年1回の営農状況の報告が必要です。

権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は、使用貸人は本申請地にてサカキの栽培を計画しましたが、サカキの生長には半日陰が必要であり、高品質で高収量のサカキ栽培を目指すには遮光設備が必要不可欠であったところ、使用借人よりサカキ栽培に必要な遮光設備に営農型太陽光発電施設を設置したいとの申し出を受けたため、今般の申請に及んだという内容です。

パネル枚数は300枚、1枚当たり315ワット、システム出力94.50キロワット、パワコン出力49.5キロワット、棚下高さ3メートル、遮光率は70.33パーセントとサカキ栽培に適当なものになるということです。

申請地の北側は宅地、東側・西側は水路、南側は宅地及び田です。申請地の雨水は自然浸透式排水にて排水処理いたします。工事施工にあたっては近隣に迷惑とならぬよう十分留意し、被害なきよう注意いたします。万が一、被害があった場合は当方にて責任をもって対処するということです。

現地確認は10月26日に行いました。事前説明は10月19日に受けました。

申請にあたって必要な誓約書等の各種書類を確認しました。

その中で、営農計画書に示す反収見込み（10a当たり21kg）、添付された野田建設のシミュレーションによる年間収量（10.86a当たり81.40kg）ということで各々の数値が大きく食い違っており、説明または訂正をお願いしております。

また、添付されている野田建設の見積書の内、将来撤去が必要になった際の撤去工事の見積書の見積日が空欄であること、見積有効期限が明記されていないことを指摘しています。

上記2点が整っておりましたら5号事案の申請内容に問題はないと思います。ただし、許可妥当の決議のためには以下に例示する何点かの条件を付すべきではないかと考えます。

一、申請地東側道路に向けて発電事業者及び営農者の住所氏名を明示すること。

一、当該農地への役場職員や農業委員の立ち入りは予告なく実施可能とし、その立ち入りを妨害せぬ事。

一、フェンス等を設置する場合には必ず出入り口を設けること。

一、出入り口を施錠する場合には合鍵を農業委員会事務局に差し入れること。

	<p>一、錠前を交換する場合には、事前に文書にて通知し、施工と同時に合鍵を差し入れること。</p> <p>一、サカキ 1 本ごとに管理番号を割り振ること。間伐や植え替えの際には実施前と実施後の状況報告を文書にまとめ提出すること。</p> <p>一、カイガラムシやスズ病、その他の疫病や害虫の発生が認められるときは営農者に改善を指導するものとする。万一改善が見られない等の問題が起きた場合には農業委員会として各種法令に基づき厳正に対処するものとする。</p> <p>私が考えた条件は以上の通りですが、条件を付すか否かも含め、すべて会長にお任せしたいと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>暫時休憩とします。</p> <p>非常に難しい問題であります。私の考えを先に申し上げます。</p> <p>今回は初めての営農型太陽光発電の申請です。地域と申請者の様々な事情が複雑に絡んでいます。以前も申請が出てきましたが、農業委員会が認めなかったという経緯があります。</p> <p>今回は太陽光が 3 m で下にサカキを植える内容です。この方法で出てくると農業委員会は認めていかざるを得ない。法的には認められる申請内容です。</p> <p>下にシートを貼って草が生えないようにする方が良いですが、こういった方法しか取れない申請者の立場もあります。</p> <p>法的な手続きで出てきた申請に対して、「これはだめだ」とは言い切れず、信頼関係しかない。</p> <p>今回は近隣の方の理解を得る努力をきちんとしてきました。このような努力を重ねてきたこともあり、事務局と十分に協議した上で、申請者を信頼するしかないということになりました。3年ごとに申請を提出しなければならないということですので、その時の状況判断で農業委員会が指導します。</p> <p>法的な要件をクリアして今回提出されたということでお考えいただければと思います。</p> <p>伊佐治さん、地元で関わっていますので話をしていただけませんか。</p>
<p>伊佐治 推進委員</p>	<p>複雑な経緯があります。法には勝てないところが一番難しいですね。我々としてはあまり賛成ではないです。</p>
<p>議 長</p>	<p>この方法で申請されると否定する材料がないです。</p> <p>下に作っている農作物の報告をしなければなりません。普通の太陽光とは少し違います。</p>
<p>12 番 田中 委員</p>	<p>条件を考えさせていただきましたが、これは私の暴走だったかもしれません。</p>



議 長	<p>地域を思っただけのことです。これは申請者に対するペナルティだと思います。添付書類として県に進達するというので採決にご協力いただきたい。</p> <p>これから営農型太陽光を日頃から注視していきたいです。</p>
職務代理	<p>前は駐車場に申請されましたが、太陽光ありきの駐車場ということで流れました。今回、どうしても太陽光パネルを建てたいということで、法的な手段として営農型太陽光ということになったと思います。田中委員がいろいろな項目を付してくれたことは本当に感謝しています。</p> <p>今後、営農型太陽光で本当に営農をしたい人も出てくるかもしれませんが、太陽光ありきで法律だけをクリアして申請をされた時、1年ごとの作付け状況の報告が出るのか不安です。難しい案件ですが、皆で考えていかなければならないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これだけきちんとしたものが出てきたのは初めてです。申請者の会社が厳しい中でなんとか収入を上げたい思いで提案されたということだと思います。</p>
日比野 委員	<p>なぜ 0.41 m<sup>2</sup>ですか。</p>
12 番 田中 委員	<p>柱の直径が 80 mm だと思います。それを 71 本です。接続用の電柱 1 本との合計が 0.41 m<sup>2</sup>ということになります。</p>
事務局長	<p>通常の太陽光であれば農地全体で農転をかけます。営農型太陽光発電ですと、支柱等の最低限の面積を一時転用する手続きになります。他の部分はまだ農地のままという考え方です。非常に面積が少ない手続きとなります。</p> <p>太陽光は経済産業省が認定を行っています。今、太陽光の買い取り単価が下がっています。以降は入札制度や電力会社と直接交渉する形で、買い取り制度はほぼ終わります。ただ、農林水産省の方から、農業者の収入確保のために営農型太陽光だけは買い取りを引き続きしていただきたいということで認められています。</p> <p>悪用とまでは言いませんが、農業者でない方が、営農型太陽光の手続きを進めることがあるかと思っています。法的には認められており、国として農林水産省が推奨しているものでありますので、農業委員会としてはジレンマを感じるころではあります。よろしくお願ひします。</p>
職務代理	<p>撤去の見積書は添付されていますか。</p>
事務局	<p>撤去の見積書については日付等を追記した物が先月提出されています。収支シミュレーションについても同日提出されています。</p>

職務代理	営農がされなかった時に農業委員会で撤去させる力がありますか。
事務局	年に一度の報告が提出されなかったり、下部農地での営農がされていなかったりすると違反転用の手続きをします。
12 番 田中 委員	申請者から農地復元誓約書が提出されており、営農が行われない場合や営農型発電事業を廃止した場合はすべてを撤去した上で復元するとされています。
議 長	0.41 m <sup>2</sup> を転用し、他は農地で残ります。
事務局長	3年間の一時転用ですので、3年目の前に一時転用の申請が出されます。事業者がしっかりしたことをやっていないのであれば違反転用として県に話をしていく仕組みがありますが、まずは3年間の一時転用の許可期間の動向を見守っていく形で進めさせていただければと思います。
11 番 田中 委員	申請者は営農されていますか。
議 長	申請者はやっていません。
伊佐治 推進委員	やっていません。
議 長	<p>暫時休憩中に意見を出していただきました。先ほど田中幹三郎委員の方から意見を書類の形で事務局に提出していただいて添付書類として県の方に上げていただきたいと思います。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局長	申請地の農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に位置付けられます。また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正化に関する条例の届け出はなされております。以上です。
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>6号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に7号事案について、6番 鍵谷道隆 委員より説明願います。</p>
6 番 鍵谷 委員	6番 鍵谷です。7号事案の説明をします。資料の5-7をご覧ください。

	<p>申請地の場所は伏見小学校校門より西へ約 200m の所です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅。権利を設定し、または移転しようとする事由は、譲受人 2 名は 近々結婚予定で新住居を建設するための土地を申請地付近で探していたところ、譲渡人が申請地で耕作をしておらず、今後も耕作を行う見込みがないため売却を希望しており、今回双方の間で売買の合意ができたため。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は、図面のように一般個人住宅 2 階建て。建築面積 57.58 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は 北側は畑・東側は宅地・南側は水路・西側は宅地、畑となっています。</p> <p>土地の造成は北側・西側にコンクリートブロックを積み 土砂・雨水の流出を防止する。雨水は道路側溝に接続、汚水は下水道に接続処理する。</p> <p>誓約書、委任状、土地利用計画図、隣地承諾書ローン事前審査回答書、可児土地改良区意見書については確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については 10 月 26 日に現地確認を行いました</p> <p>以上のことから 7 号事案の申請内容について、私は問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>7 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって 7 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議題 13 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、5 番 奥村俊雄 委員より説明願います。</p>
5 番 奥村 委員	<p>5 番 奥村です。1 号事案の説明をします。資料の事-1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、上之郷保育園から東へ 250m ほどのところ です。</p> <p>当初計画者が、当初計画通り事業が遂行できない理由は、次の通</p>

	<p>りです。自宅への進入路として利用する予定であったが、別の場所から自宅へ通じる道を確保できたため不要となった。</p> <p>継承者の事業計画の詳細及び緊急性としては、次の通りです。譲受人は会社経営をしており、申請地及び一体敷地内にある建物を購入し早急に会社事務所として使用したいという内容です。</p> <p>申請地を含む一体利用地の面積は、798.58 m<sup>2</sup>。建物の建築面積は、121.39 m<sup>2</sup>。一体利用地には自宅へ通じる道も含まれます。</p> <p>資金調達は全額自己資金。</p> <p>北側・西側は一体利用地の宅地と畑、東側は畑・宅地、南側は道路。隣地承諾書を確認しました。</p> <p>雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。万が一周辺農地へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、10月19日事前説明 10月26日現地確認により行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局長	<p>今回の事業計画変更につきましては、議題12号で審議いただきました2号事案と土地の筆は同じです。過去に農地転用申請されてその事業計画通りに進んでいなかったため、改めて会社事務所の転用目的で農地転用申請して転用目的を変更するという2つの手続きを経ていかないと事業地の地目変更ができないのでこのような形になります。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議題14号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案・2号事案について、12番 田中幹三郎 委員より説明願います。</p>

12 番 田中 委員	<p>12 番 田中です。1 号事案の説明をします。資料 3-1 をご覧下さい。</p> <p>申請地の場所は、可児川にかかる欠橋と中村大橋のほぼ真ん中で、可児川から南へ約 100 メートルの所です。御嵩駅からも御嵩口駅からも徒歩約 7 分、V ドラッグ御嵩東店の北側道路を西へ約 400 メートル進んだところでは、</p> <p>譲受人は現在計画が進行中の御嵩町役場新庁舎建設予定地内において水稻の栽培を行っているところですが、計画の進行に伴い、令和 3 年の水稻作付け水田がなくなってしまうことから今回の農地取得の申請に至りました。</p> <p>現在までの耕作の状況や農業機械の保有状況、営農計画、通作図（自宅より約 1000 メートル徒歩 15 分です。）、誓約書について確認しました。</p> <p>10 月 22 日に推進委員の伊左治さんと一緒に現地の確認とご本人からの聞き取りを実施しました。本申請内容に問題はないと思います。</p> <p>続けて、2 号事案の説明をします。</p> <p>申請地の場所は、先ほど 5 条申請の 6 号事案によって審議していただいた場所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、権利設定者が、営農型太陽光発電設備を設置するため、土地所有者といえども、太陽光発電の妨げになるような作物の栽培や、その他工作物の設置はできないという、区分地上権の設定です。</p> <p>この件につきましては推進委員の伊左治さんと 10 月 22 日に現地を確認しました。</p> <p>もちろん、現状ではまだ太陽光発電施設は出来ておりませんので、空中のおよその高さなどを確認してきました。</p> <p>私は本事案の申請内容に問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>続いて 平田 功一 推進委員 現地の状況等の説明願ひます。</p>
平田 推進委員	<p>1 号事案は新庁舎建設による替地ということです。</p> <p>2 号事案は腑に落ちないところもありますが、法には勝てません。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>

	<p>1号事案・2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は可決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時30分終了</p>
--	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを  
証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

8 番

---

9 番

---